計画素案に対する主な意見及び区の考え方・計画案への反映状況

計画全体に関するもの

| N o | 計画素案に対する意見・質疑 | 区の考え方・計画案への反映状況 |
|-----|---|--|
| 1 | 「健康福祉総合推進計画」「介護保険事業計画」「障害福祉計画」「障害児福祉計画」の4計画のつながりが分かりにくい。情報共有、相乗効果の面からも、窓口の一本化、施設・拠点の一体化等、各事業に横串を入れたような計画にしてもらいたい。 | 健康福祉総合推進計画は地域福祉、健康 増進、老人福祉、障害者福祉の基本的な考 え方等を明らかにするもので、介護保険事 業計画、障害福祉計画、障害児福祉計画は サービスの種類や給付見込量を定めるも のである。 区は、高齢者を中心に、子ども、障害者 も含めた地域包括ケア体制の構築を進め ており、すこやか福祉センターでは子ども から高齢者、障害者に関する相談を行うこ とが可能である。 |

第1章(地域福祉)に関するもの

| No | 計画素案に対する意見・質疑 | 区の考え方・計画案への反映状況 |
|----|---------------------|-----------------------|
| | 子どもに関する記述がほとんどない。子 | 地域での子育て支援について追記する。 |
| | ども・子育て支援事業計画が別にあるとし | |
| 2 | ても、切れ目のない支援というのであれ | |
| | ば、本計画にも盛り込むべきではないか。 | 【別紙2変更箇所No.1~5、7~9参照】 |
| | 成年後見制度を利用する高齢者本人と | 国が成年後見制度利用促進計画を定め、 |
| | その家族がメリット・デメリットを把握が | 制度の課題改善について取組を進めてい |
| 3 | できるよう、成年後見制度の問題点等も区 | る。 |
| | のホームページ上に公表してほしい。 | 成年後見センターと連携し、リスクも含 |
| | | めて制度の周知を行っていく。 |
| | 高齢者などの住宅確保要配慮者の支援 | 高齢者をはじめとする住宅確保要配慮 |
| | は、窓口の受付から不動産業者との契約、 | 者の支援については、今後、住まいの総合 |
| 4 | 入居に至るまでの一貫したサポートの必 | 的な相談窓口として一貫したサポートを |
| | 要性を感じている。たらい廻しにならない | 行える体制の検討を行っていく。 |
| | 支援の仕組みとなるように配慮願いたい。 | |
| | 地域のことは地域で、というのが地域福 | 区では、住民一人ひとりの努力(自助)、 |
| | 祉の基本だが、隣近所だからこそやりにく | 住民同士の相互扶助(互助)、社会保険制 |
| 5 | いこともある。何でも地域でというのでは | 度(共助)、公的な制度(公助)の連携に |
| | なく、地域でも解決できないことがあるこ | よって、様々な地域福祉等の課題を解決し |
| | とをはっきりとさせるべきだ。計画の文言 | ていく地域包括ケアシステムの構築を進 |
| | に加えてはどうか。 | めており、「基本理念」に明記している。 |
| | 個人や世帯の抱える課題が複合化し解 | 世帯の抱える課題の複合化等について |
| 6 | 決が困難になっていること、また制度のは | 具体的に記載する。 |
| Ü | ざまで適切な支援が受けられない等の現 | _ |
| | 状を、書き込むべきである。 | 【別紙2変更箇所No.6参照】 |

| 7 | アウトリーチチームが、複合的な課題を | アウトリーチチームの役割は、要支援者 |
|---|---------------------|---------------------|
| | 持つ世帯への支援や、制度の狭間にある方 | の発見と適切な専門機関につなぐことで |
| | への支援のためのコーディネーターとし | ある。複合的な課題を持つ世帯への支援や |
| | ての役割を持つのか。そうでなければその | 制度の狭間にある方への支援のため、すこ |
| | 役割は誰なのかを、明確にすべきではない | やか福祉センターがアウトリーチチーム |
| | カゝ。 | と連携しながらコーディネーター役を担 |
| | | っていく。 |
| 8 | 介護と育児を同時に行わなければなら | すこやか福祉センターでは、子どもから |
| | ない「ダブルケア」に対する対応策が計画 | 高齢者まで幅広い年代からの相談や、ダブ |
| | 中にない。区はダブルケアの人に対する支 | ルケアなどの複合的な課題に対する相談 |
| | 援は何か行っているか。 | への対応を行っている。 |
| 9 | 地域包括ケア体制の推進では、地域住民 | 地域包括ケア体制を充実させていくた |
| | が主体的に課題を発見し、行政や関係機関 | めに、地域支えあいネットワーク会議等も |
| | と連携し共通の場で協議をすることが必 | 地域の実情にあわせて活用していく。 |
| | 要である。自ら課題を解決していく場とし | |
| | て、各地区の「ネットワーク会議」も活用 | |
| | すべきではないか。 | |

第2章(健康医療)に関するもの

| Νο | 計画素案に対する意見・質疑 | 区の考え方・計画案への反映状況 |
|-----|---------------------|-----------------------|
| 1 0 | 最近発表されたデータでは、感染症以外 | 運動不足を含む死亡のリスク要因につ |
| | の疾患による死亡リスク要因の3番目に | いて追記する。 |
| | 運動不足が挙げられている。そういった文 | |
| | 言を現状と課題のところに載せてはどう | |
| | か。 | 【別紙2変更箇所No.10参照】 |
| | データヘルス計画に基づく保健事業の | 現在、KDB システム(国保データベースシ |
| | 実施として、特定健診結果やレセプトデー | ステム)統計情報を活用し、データヘルス |
| | タを分析していくとあるが、認知症等と歯 | 計画を策定している。KDB システムでは、 |
| 1 1 | の健康もつながりがあるというエビデン | 歯科レセプトが対象外となっており、現段 |
| | スも出てきているので、歯科健診のデータ | 階では歯科のデータヘルス計画を策定す |
| | も分析対象に入れて欲しい。 | ることは困難な状況である。今後、歯科健 |
| | | 診データを用いて、どのような分析ができ |
| | | るか研究していく。 |
| | 糖質制限の指導は生活習慣病の予防に | 健康の保持・増進を図る上で、バランス |
| | なり、医療費の抑制も見込むことができる | 良い食事の摂取を推進している。健康づく |
| 1 2 | のではないか。中野区の医療行政において | り事業や講習会、食に関する取組など様々 |
| 1 2 | も糖質制限の指導を行うべきである。 | な機会を通じて食や栄養についての知識 |
| | | や理解を深めるよう普及啓発を行ってい |
| | | < ∘ |
| 1 3 | がんの予防について、子どもを含む地域 | がんは生活習慣病の中に含まれるとい |
| | 社会全体の普及充実を図るなど、文言の工 | う考え方をとっている。普及啓発活動の記 |
| | 夫をしていただきたい。 | 載を修正する。 |
| | | 【別紙2変更箇所No.11参照】 |

| | 地域スポーツクラブでの健康づくり・仲 | 健康づくりプログラムの企画・運営にお |
|-----|----------------------|-----------------------|
| 1 4 | 間づくりに関する記述部分に、健康づくり | ける専門家との連携について追記する。 |
| | の資格を持った医療職とも連携協力し合 | |
| | いながら進めるといった表現を加えて欲 | |
| | LV. | 【別紙2変更箇所No.12参照】 |
| | 東京オリンピック・パラリンピック気運 | オリンピック・パラリンピック組織委員 |
| | 醸成事業について、スポーツドクター、ス | 会や東京都が進める大会ボランティア募 |
| 1 5 | ポーツデンテスト、スポーツファーマシス | 集等の人材活用に関する動向を見極めな |
| | ト等の意見を求めるというのも盛り込ん | がら、専門的人材との協力関係について検 |
| | だらいかがか。 | 討していく。 |
| | スポーツ施設の使用料軽減を行う必要 | オリンピック・パラリンピックの開催を |
| 1.6 | は本当にあるのか。 | 契機としたスポーツ振興のために、より利 |
| 1 0 | 使用料が高いため、利用できないという | 用しやすい使用料を設定するものである。 |
| | ことは、あまり無いように感じる。 | |
| | 「⑤スポーツによる事故等を予防する | 「リスクの軽減・予防」と修正する。 |
| | ための取組」の「スポーツを行うことによ | |
| 1 7 | る事故や怪我を予防するため、」とあるが、 | |
| | 「予防」を「軽減・予防」に改めて欲しい。 | |
| | | 【別紙2変更箇所No.13参照】 |
| | 課題3に突然ペットのことが出てくる | 外飼いの猫や散歩時の犬の排泄物、飼い |
| | が地域猫が不衛生ということか。一方で、 | 主のいない猫への不衛生な給餌などにつ |
| 1.8 | 「共存できる地域コミュニティを創造」と | いて、多くの苦情が保健所に寄せられてい |
| 1 0 | いう表現では不衛生との関連が分かりに | る。地域猫も含むペット等と共存できる地 |
| | くい。また、地域猫をペットの項目に入れ | 域コミュニティを創造していくことが必 |
| | るのは適切か。 | 要と考えている。 |
| | 各種感染症への対策の中で結核につい | 東京 2020 オリンピック・パラリンピッ |
| 1 9 | て記載をしているが、現在、特に若者を中 | クまでに結核の罹患率を削減しようとい |
| | 心に感染しているのは梅毒である。結核に | う全国的な目標があること、中野区は全国 |
| | ついて多く記載する理由は何か。 | と比較して高い水準にあり課題であると |
| | | 認識しているためである。 |

第3章(高齢福祉)に関するもの

| No | 計画素案に対する意見・質疑 | 区の考え方・計画案への反映状況 |
|-----|---|--|
| 2 0 | 高齢者の役割がないとモチベーション も向上しない。介護予防、自立支援を行っ た高齢者に対して、何を求めていくのか。 | 支えられる側から支える側になっても らうよう進めていく。 また、区内事業者と連携した高齢者の一 般就労への支援を行っているが、今後も取 組を進め、年金プラス賃金で生活する高齢 者を増加させたい。 |
| 2 1 | 健康体の高齢者、頭脳明晰な高齢者は少なくない。肉体的または精神的に多少弱っても、一般生活では問題のない高齢者に対する積極的な支援計画を検討・明示すべきではないか。 | 高齢者会館などでは、高齢者の状態によらず一緒に取り組める一般介護予防事業を行っている。 また、スポーツ・コミュニティプラザや 体育館などでも高齢者を対象とした事業 |

| | | を行っており、元気な高齢者の健康維持・ |
|-----|-----------------------|------------------------|
| | | 増進を積極的に進めている。 |
| 2 2 | 介護予防・日常生活支援総合事業で、地 | 町会単位では周知されてきたが、一般区 |
| | 域担当(アウトリーチチーム)の動きは今 | 民に対して周知できておらず、まだ認知度 |
| | 後どうなっていくか。 | は低い。しかし、活動状況は良好であり、 |
| | | 今後さらに地域や関係機関との連携を進 |
| | | めていく。 |
| | 家族の負担を気にして「施設に入所した | 医療機関や施設が整ったとしても、高齢 |
| | い」と考えている人は、どんなに設備が整 | 者自身の意識が変わらなければ、在宅療養 |
| | っても、自宅で過ごしたいとは回答しない | を選択する人は増えない。在宅療養しやす |
| 2 3 | と思うので、指標にするのであれば、高齢 | い体制整備と、区民への啓発により「自宅 |
| | 者用住宅増加率や 24 時間の緊急時に即応 | で過ごしたい」と言える状況を目指した |
| | できる体制の整備、短期入所生活介護施設 | V, |
| | の数などのほうが良いのではないか。 | |
| | 介護と医療の連携、在宅医療(24 時間 | 在宅療養を支援する地域の診療所(在宅 |
| | 365日、看取り)、かかりつけ医・薬局と言 | 療養支援診療所) が区内に 60 か所以上あ |
| 2 4 | われる中、一番大切な往診医が足りていな | り、23区の中で3番目に多く、数そのもの |
| 2 4 | い。生活の延長が在宅医療であり、看取り | が少ないわけではない。しかし、今後の在 |
| | なのだから、病院でも医院でもかかりつけ | 宅療養者の増加に向けて、在宅療養を支援 |
| | 医が責任をもって往診して欲しい。 | する体制の整備を行っていく。 |
| | 看取りに関する講演会に参加し、パンフ | 看取りについては、医療・介護関係者だ |
| | レットなどにより区の考え方を知ること | けでなく、高齢者も関心が高いことが分か |
| 2 5 | ができた。高齢者の関心も高いため、すこ | った。今後も講演会の実施等を通じて周知 |
| 2.0 | やか福祉センター、地域包括支援センター | に努めたい。 |
| | を通じもっと在宅での看取りについて啓 | |
| | 発を行っても良いのではないか。 | |
| 2 6 | 在宅系と施設系を比較すると、施設系 | 計画素案では施設系が多い記述となっ |
| | は、施設の新設といったハード面での対策 | ているが、在宅系の施策の重要性は認識し |
| | が行われているが、在宅系の対策は少なく | ており、計画案では施設系、在宅系それぞ |
| | 感じる。従業員数が減少した際に通所事業 | れの見込量を追記する。 |
| | 所は閉鎖することになる。在宅系事業所を | |
| | 重視した施策の必要性があるのではない | |
| | か。 | 【別紙2変更箇所No.14参照】 |

第4章(障害福祉)に関するもの

| No | 計画素案に対する意見・質疑 | 区の考え方・計画案への反映状況 |
|-----|---|---|
| 2 7 | 高齢の母親が障害福祉サービスから介護保険への移行時に、以前は使えていたサービスが介護保険では使えなくなったという話を聞いた。本人にとって必要なサービスが柔軟に提供されるようにして欲しい。 | 65 歳以上になると介護保険サービスが 優先することになるが、介護保険サービス だけでは足りない場合や必要なサービス がない場合は、障害福祉サービスを併せて 提供している。本人やケアマネジャー等へ の更なる周知に努める。 |

| | 東京都の第4期院宝垣制制画がは 院宝 | 第1 辛地は短初に割掛した。 <i>比字本</i> 児亜 |
|-----|-------------------------|------------------------------|
| | 東京都の第4期障害福祉計画では、障害 | 第1章地域福祉に記載した、住宅確保要 |
| 28 | 者に対する一般住宅への移行支援を進め | 配慮者の居住支援について再掲する。 |
| | るために、民間賃貸住宅への入居促進や公 | なお、居住サポート事業については、事 |
| | 営住宅への移行促進が必要であると言及 | 業及び必要な見込量を、地域生活支援事業 |
| | している。中野区の障害福祉計画でも、「一 | の①相談支援事業に記載している。 |
| | 般住宅への入居促進」や中野区で実施して | |
| | いる居住サポート事業の位置づけ、各自治 | |
| | 体で設置が進んでいる「居住支援協議会」 | |
| | との連携についても言及して欲しい。 | 【別紙2変更箇所No.15参照】 |
| | 精神障害のある人の地域生活移行の目 | 障害福祉計画策定に係る国の基本指針 |
| | 標値は東京都において設定し、区では設定 | にのっとり、精神科病院からの地域移行の |
| | しないとの記載があるが、精神障害者の地 | 見込み人数を追記する。 |
| 2 9 | 域生活移行は国の障害者福祉における喫 | |
| | 緊の課題であり、中野区としても取り組む | |
| | べき重点項目として目標値の設定をお願 | |
| | いしたい。 | 【別紙2変更箇所No.16参照】 |
| | 平成 30 年度から創設される自立生活援 | 「自立生活援助」「就労定着支援」のサ |
| 3 0 | 助、就労定着支援のサービス見込量が提示 | ービス見込量について追記する。 |
| 3.0 | されていないので追記して欲しい。 | |
| | | 【別紙2変更箇所No.17参照】 |
| | 重症心身障害児を支援する児童発達支 | 中野区内の北部地域と南部地域に各1 |
| | 援事業所及び放課後等デイサービス事業 | か所ずつ事業所がある。現在、利用できな |
| | 所が中野区全体で2か所しかなく、実際に | い状況はないため、2か所で充足している |
| 3 1 | これで利用できるのか。重症の子どもを遠 | と考えている。 |
| | くまで連れて行かなければならないなど | ドア・ツー・ドアの送迎を行い、移動時 |
| | の状況は起こらないのか。 | 間が長時間にならないよう工夫をしてお |
| | | り、問題はないと考えている。 |
| | 障害児福祉計画の成果目標の中で「関係 | 現在、すこやか福祉センターや学校がそ |
| | 機関等連携のための協議の場の設置」が定 | れぞれに個別の会議体を持っている。具体 |
| | められているが、具体的にどのような内容 | 的には今後検討することになるが、こうし |
| 3 2 | のものを想定しているのか決まっていれ | た既存会議を束ねる形の協議の場などを |
| | ば教えて欲しい。 | イメージしている。福祉施設に止まらず保 |
| | | 育や教育に関わる事業者とも連携してい |
| | | く必要があると考えている。 |
| 3 3 | 放課後等デイサービスのサービス見込 | 現在、放課後等デイサービスは月に 10 |
| | 量について、利用者数は 30、31、32 年度 | 日程の利用状況であり、平成 32 年度には |
| | と見込値が伸びているが、事業所数につい | 420 人程度の利用者を見込んでいる。この |
| | ては、横ばいになっているのはなぜか。 | 見込みであれば、現在の 18 か所の事業所 |
| | | で対応できることから、事業所の増加は見 |
| | | 込んでいない。 |
| | | |